

## 給水管等寄附採納申請の流れ

給水管等水道施設の寄附採納を希望する場合は、以下の流れにより手続きをお願いいたします。(対象は口径 50 mm以上の共同給水管となります)

### 1. これから新設する給水施設等の寄附を希望する場合

給水装置工事申込の際、水道課給水係窓口で申し出下さい。申し出がない場合はこちらから確認させていただくことがあります。また、必要に応じて計画の変更をお願いする場合があります。



新設給水装置工事検査完了後、「給水管寄附採納願」に必要書類を添えて、水道課給水係までご提出下さい。



審査した結果、採納する場合は「給水管寄附採納通知書」を、採納しない場合は「給水管寄附不採納通知書」を申込者に通知します。

### 2. 既設の給水管等水道施設の寄附を希望する場合

施設の概要を把握するため、事前に水道課給水係窓口でご相談下さい。



事前協議後、「給水管寄附採納願」に必要書類を添えて、水道課給水係までご提出下さい。



審査した結果、採納する場合は「給水管寄附採納通知書」を、採納しない場合は「給水管寄附不採納通知書」を申込者に通知します。